

# 洞爺湖町地域材利用推進方針

平成25年12月 4日策定

令和 6年 3月11日改定

## (目的)

第1 この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、北海道が定めた「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月22日）に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的方向等を定めるものである。

## (木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第2 町は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、建築物等における地域材の利用に努めるものとする。

また、関係機関と連携しながら地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(建築物等における地域材の利用の促進)

第3 建築物等の整備において、可能な限り、地域材での木造化の促進又は内装等の木質化に努めるものとする。

ただし、建築物等における地域材の利用の要否については、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者ニーズや周辺環境との調和等を十分考慮したうえで、総合的に判断するとともに、当該施設に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

2 建築物等における備品及び消耗品等について、間伐材等を用いた木製品の調達が可能の場合には、その使用に努める。

(普及啓発・情報提供)

第4 町は、町民への地域材利用の意義の普及啓発や情報提供に努めるものとする。